

まちの姿2 安心して暮らせる安全なまち

施策2-① 防災体制の充実

施策2-② 防犯対策の強化

施策2-① 防災体制の充実

目指す姿

市民一人ひとりが高い防災意識を持ち、コンパクトである地域特性を活かした防災体制が整っています。また、災害から市民の生命や財産を守ることができる安心・安全なまちになっています。

現状と課題

共助の中心となる自主防災組織として防災会、避難所運営協議会が組織されており、地域での防災活動に取り組んでいます。総合防災訓練での避難所開設・運営訓練では、避難所運営協議会が中心となって一般市民の避難訓練を含めた参加型の訓練も実施しています。

一方で、自主防災組織の活動に参加するメンバーの高齢化や固定化が課題となっています。

市民向けの防災講演会として防災カレッジの開催、まなび講座などを通じて防災意識の向上及び家庭での備蓄など自助の促進に取り組んでいます。

災害時に活用できるものを普段から使用するフェーズフリー、普段から少し多めに食料などを購入しておくローリングストックの普及啓発など、無理なく自助の備えにつなげる取組が必要です。

退職自衛官を危機管理監に配置し、専門的かつ実践的な経験を市の災害対応力向上につなげるとともに、自衛隊との連携を強化しています。総合防災訓練や水防訓練では、市民参加型の避難所開設・運営訓練や災害協定締結団体等の関係機関による実践的な防災訓練などにより、災害対応力の向上を図っています。

令和元年東日本台風による浸水被害が再度発生しないように下水道浸水被害軽減総合計画の着実な推進、東京都により見直された首都直下地震等に伴う新たな被害想定への対応が必要です。

災害時の情報発信として、防災行政無線、安心安全情報メール、緊急速報メール、Yahoo!!防災速報等のほか、災害協定締結によりコマラジ、バカンマップスなど手段を拡充し、訓練に取り組んでいます。

一方で、各手段で発信するタイミング等が課題となっています。

要配慮者利用施設は避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練の実施など利用者の円滑な避難に備えています。

災害時又は災害が発生するおそれがある場合に自力では迅速な避難や、安全な避難生活を送ることが困難な方で、配慮又は支援を必要とする方を対象として作成する個別避難計画は、対象者全員の作成ができていないことから、計画作成を促進する必要があります。

施策2-② 防犯対策の強化

目指す姿

市民一人ひとりの防犯意識が高まり、地域と連携した防犯活動により犯罪が未然に防止されていることで、市民が安心して安全な日常を送っています。

現状と課題

調布警察署、調布市、狛江市の3者で定期的に会議を開催し、犯罪情報や対策の共有等を連携して行っています。防犯対策の啓発として、安心安全通信を発行、全戸配布するとともに、防犯講演会を開催し、防犯意識の向上に努めています。また、刑法犯認知件数のうち、最も件数の多い自転車盗への対策として、希望する市民にワイヤロックの配布や自転車盗対策ステッカーを作成し、市役所窓口で配布している他、令和5年度から防犯補助金制度を創設し、家庭での防犯の取組を促進しています。

特殊詐欺、自転車盗等、狛江市における主な犯罪を中心に、防犯対策の向上を図るとともに、調布警察署、調布市との連携を図りながら、引き続き犯罪の抑止に努めていく必要があります。

特殊詐欺被害への対策として、調布警察署と連携した啓発活動、注意喚起だけでなく、安心安全情報メールや防災行政無線による詐欺電話の入電情報の提供、自動通話録音機を65歳以上の方に無償貸与することで特殊詐欺被害の防止に努めています。

特殊詐欺被害の発生件数及び被害額のいずれも減少しているものの、依然として被害が絶えない状況にあることから、被害の多い高齢者を中心に特殊詐欺の被害に遭わないための注意喚起等の取組を継続、強化しながら、更なる未然防止を図っていく必要があります。

防犯協会と連携した青色防犯パトロールや町会・自治会で実施している安心安全パトロールの実施とともに、町会・自治会等による防犯カメラの設置や子どもたちを犯罪から守るため、緊急避難場所を確保する「こどもかけこみ110番」のプレートを市内に設置するなど犯罪の抑止、地域の防犯体制の充実に努めています。

犯罪の抑止力をより一層高めるためにも、青色防犯パトロールや町会・自治会で実施している安心安全パトロールの青色回転灯搭載車両を市内で運転しやすい小型車両に更新するなど更なる推進を図っていく必要があります。一方で、青色防犯パトロール等のメンバーの固定化、高齢化が課題となっています。また、子どもや保護者が見知らぬ家へかけこむことに抵抗感を持っていることや、かけこみ場所として周知されることに伴うリスク及び協力者（設置者）不在の場合の対応等が課題となっています。

空家等の対策について、新規に特定空家等の候補となる空家等には改善を促しています。また、候補になる前段階でも近隣苦情が寄せられた空家等については、適正管理の働きかけを行うことで、改善を図っています。

空家等は相続等で随時発生し、多くは売却・解体・再建築され、空家等でなくなっていますが、所有者への働きかけをしても反応がなく難航する場合や、未接道である土地建物のため、一般市場で売却することができず、解体・再建築等の改善が進まない等の課題があります。